モバイルルーターの貸与について

1 使用までの手続き

- ① 「モバイルルーター貸与申請書」を教育委員会 教育総務課【市役所西別館3階】へ直接 提出する。
- ② 教育委員会から発送された「貸与決定通知書」を受け取る。
- ③ 「貸与決定通知書」を持参し、教育委員会教育総務課【市役所西別館3階】にてモバイルルーターを受け取る。
- ④ 通信事業者との通信契約(※下記を参照)を行う。
- ⑤ 家庭において、モバイルルーターを使用しインターネットへ接続して、タブレット端末を活用する。

2 通信契約

家庭内においてインターネットへの接続環境を整備するために、無償貸与したモバイルルーターの通信契約をしていただく必要があります。

各家庭において、下記を参考に、通信事業者との通信契約を行っていただくようお願いいたします。

(1) 通信事業者

貸与するモバイルルーターで使用できる SIM カードを取り扱う、下記の通信事業者で通信契約をお願いします。機器に適応する SIM カードのサイズは micro SIM (マイクロシム)です。※下記内容はモバイルルーターのメーカーから提供された情報です。

IU、NTT コミュニケーションズ (OCN モバイル)、ビッグローブ、mineo、 ソニーネットワークコミュニケーションズ (nuro モバイル)、楽天モバイル、Y mobile

(2) 契約プラン

家庭学習に必要な通信量の目安を、月3~5GB(ギガバイト)程度と想定しています。

〈活用例〉・学校から家庭学習の課題や連絡物を受けとる。

- 宿題をデータ送信で提出する。
- ・インターネットで土日に30分から1時間程度の調べ学習を行う。

契約プランについては、下記にご注意いただき、各家庭でご判断いただきますようお願いいたします。

◆今後、様々な活用方法が想定されますので、通信量の変更が容易なものが望ましいです。 (契約プランには2年間解約できないものや、解約した場合に違約金が発生するものもあります。)

(3) 契約手続き

- 5月中に、タブレット端末を試行的に持ち帰ることを予定しています。それまでには、通信契約の手続きを完了いただくようお願いします。
 - ※試行の時期については、各学校から連絡があります。
- 児童生徒がタブレット端末を家庭に持ち帰り、インターネットへ接続しての家庭学習を6月 以降に行う予定しています。

(4) 問い合わせ先 |

モバイルルーターに関する問い合わせは下記にお願いします。

小郡市教育委員会 教育総務課 教育総務係

TEL 0942-72-2111 (内線 562)